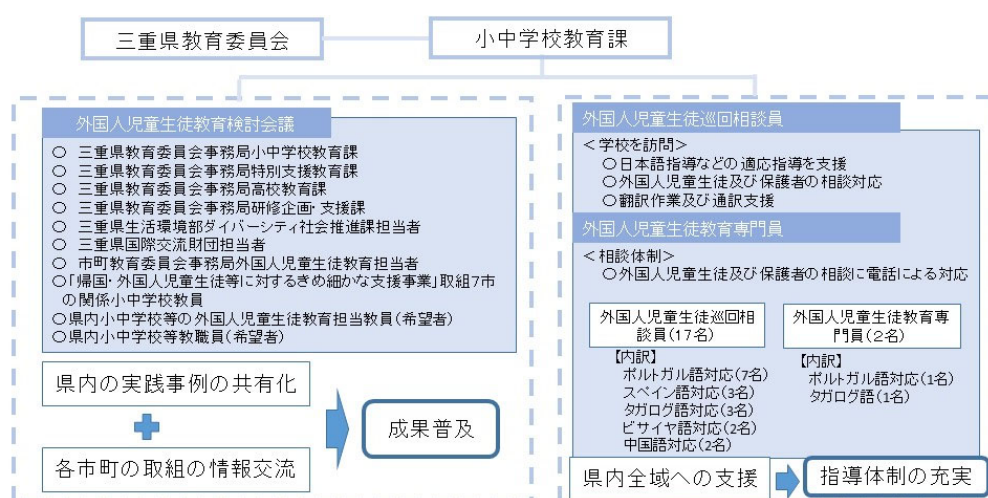


令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【三重県教育委員会】

令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)
 <小中教育>



<高校教育>
 (8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

- 事業実施の関係者
 - ・NPO法人(愛伝舎、伊賀の伝丸)
 - ・三重県国際交流財団
 - ・三重大学教育学部
 - ・三重県教育委員会「外国人生徒支援専門員」4人(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語)
 - ・三重県教育委員会「日本語指導アドバイザー」1人
 - ・三重県教育委員会「就職実現コーディネーター」3人
 - ・三重県教育委員会事務局 高校教育課

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること
 (2)学校における体制構築

- ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」補助事業により本県7市(桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市)において、拠点校等の受入体制や指導体制整備の支援を行った。
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町に、日本語指導及び母語支援が行える外国人児童生徒巡回相談員(※1)を派遣(※2)し、県内のどの地域、学校においても外国人児童生徒の受入や指導が行えるよう支援を行った。令和5年度からは支援回数増加を目的として、巡回相談員によるオンラインでの支援も開始した。さらに、外国人児童生徒教育専門員(※3)による通訳支援を行った。

※1 外国人児童生徒巡回相談員の対応言語
 ポルトガル語対応7名 スペイン語対応3名 タガログ語対応3名

- ビサイヤ語対応2名 中国語対応2名
※2 19市町へ派遣
※3 ポルトガル語対応1名 タガログ語対応1名

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

・『外国人児童生徒検討会議』を開催し、JSLカリキュラムを意識した授業づくりの研修や県内の具体的な実践事例の情報の共有をすることにより、現在支援が必要な児童生徒が在籍しない市町においても、「特別の教育課程」による日本語指導等の理解を図るとともに今後取り組んでいくモデル提示の機会となった。

また、三重県の外国人児童生徒教育における成果と課題や本事業を受けている7市の成果報告書及び「特別の教育課程」編成・実施計画の記入例等の資料提供による情報共有を行った。

(4)成果の普及

・外国人生徒支援にかかる情報交換会を実施し、各校における現状と課題の共有や関係機関からの支援情報の提供を行い、関係者によるネットワークの構築と次年度の取組の充実を図った。

(7)ICTを活用した教育・支援

・日本語指導が必要な外国人児童生徒を対象に、オンライン日本語教育による取組を実施した。

・日本語指導が必要な児童生徒に対して支援回数の増加を目的として、外国人児童生徒巡回相談員の遠隔による日本語教育支援事業を実施した。

(8) 高校生等に対する包括的な教育・支援

・日本語指導が必要な外国人生徒への学習支援や日本語習得の支援を行う「外国人生徒支援専門員」4人(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語)と「日本語指導アドバイザー」1人を拠点となる県立高等学校に配置し、学習支援や進路相談など外国人生徒及び保護者への継続的な支援を実施した。

・日本語指導を担当している教員向けに専門家による研修会を2回委託して実施し、指導方法のノウハウを学んだり、各校の課題等を共有したりした。

・日本語指導が必要な外国人生徒に関する学習者情報等を引き継ぐため、関係中学校と進学先高等学校において、学習者情報や中学校での取組を高等学校に引き継ぐよう、市教育委員会や各高等学校に通知した。

・日本の学校制度や働き方について理解を深めるため、外国人生徒を対象とした進学や就職に関するセミナーを2校で実施した。セミナーの中では、外国にルーツを持つ方に講師を務めていただくなど、生徒が主体的に参加できるよう工夫するとともに、セミナー実施校以外の希望する県立高等学校の教員、生徒、保護者にもオンラインライブ及びオンデマンド配信を行った。

・外国人生徒が多数在籍する高等学校に、事業所での人事担当や外国人生徒支援への就職支援に経験のある「就職実現コーディネーター」(3人)を配置し、外国人生徒の求人開拓等を行った。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

・年3回、県内全ての市町の日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数を調査し、市町の状況、要望に応じて外国人児童生徒巡回相談員の派遣を4,086回行った。

<外国人児童生徒巡回相談員の活動内容>

- ・ 日本語指導などの適応指導の支援
- ・ 学校と家庭の意思疎通を図るための支援(保護者支援等)
- ・ 訪問校における国際理解教育のための支援
- ・ 就学等に係る外国人児童生徒及び保護者等の相談対応 等

(13)その他

・外国人児童生徒教育専門員(ポルトガル語対応1名、タガログ語対応1名)の配置

- ・ 母語による電話等による相談
- ・ 学校からの文書の翻訳や通訳の依頼への対応

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(2)拠点校の設置等による指導体制の構築

- 補助事業による財政的支援により、地域に応じた受入体制、指導体制の充実が図られた。
- 日本語指導が可能な巡回相談員の派遣により、散在地域においても支援体制の構築を促進できた。
- 今後、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数及び在籍地域の増加が考えられるため、現在、行われている県内集住市における指導体制のモデルを今後も普及していく必要に加え、日本語指導を行う外国人児童生徒巡回相談員等を増員し、日本語指導及び適応指導の支援を強化する必要がある。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- 先進地域の事例発表で「特別の教育課程」の情報共有を行うことにより、外国人児童生徒が在籍しない各市町においても、「特別の教育課程」の編成や実施についての理解が広がった。
- 「特別の教育課程」による日本語指導の確実な実施を図る必要がある。そのため、集合研修もしくはオンライン研修による県内の実践事例を基にしたグループ協議等を引き続き実施し、日本語指導の充実を図る。

(4)成果の普及

- 情報交換会に参加した教職員からは、「社会に出て勉強することの重要性を伝えたい」や「日本語能力の向上をめざした取組を行いたい」等、前向きな意見が多く見られた。

(7)ICTを活用した教育・支援

- オンライン日本語教育が認知され、受講する児童生徒が増えた。
- 毎週決まった時間に母語で日本語指導の支援を受けることができることで、日本語能力の向上が見られた。
- 業務委託していくための予算確保が難しくなっている現状があり、委託ではなく、自前のオンライン日本語教育の在り方を調査・研究していく必要がある。

(8)高校生等に対する包括的な教育・支援

- 外国人生徒支援専門員及び日本語指導アドバイザーが授業へ参加して母語による学習支援を行ったことで、授業を受けた外国人生徒のうち89.6%が授業の理解が深まったと回答した。
- 近年生徒の多国籍化多言語化が進み、外国人生徒支援専門員のような人的配置で対応しきれない場面が増えつつあるので、早期の日本語習得への支援を行う必要がある。
- 各学校の日本語指導担当教員対象の研修会を2回行い、実践的な指導方法や他県の取組実践を学び、生徒への指導にいかすことができた。
- セミナーに参加した生徒のアンケートからは、「これからの進路に役立つことをたくさん聞いた。」、「先輩から話を聞いて、いろんな可能性があることに気が付いた。」、「高校のうちから資格取得などの勉強をしっかりとっておくことが必要だと分かった。」といった感想が見られ、展望を持って学ぶ意欲の向上につながった。
- 就職実現コーディネーターが、外国人生徒の就労に実績のある企業情報を学校へ提供するなど、生徒と企業の間で、学校と連携した就職支援を実施したことで、日本語指導が必要な生徒の就職内定につながった。
- 引き続き、外国人生徒一人ひとりの希望や特性を踏まえたうえで、求人開拓等の就職支援及びミスマッチのない就職実現による職場定着支援を行う必要がある。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 経験豊富な外国人児童生徒巡回相談員を派遣し様々な支援を行うことにより、外国人児童生徒の日本語能力の向上及び各学校における受入体制や日本語指導の充実につながることができた。
- 外国人児童生徒巡回相談員の事務作業等の支援をする、外国人巡回相談員支援員を任用し、外国人児童生徒巡回相談員が外国人児童生徒を支援する時間の確保が必要である。

(13)その他

- 保護者からの相談もあり、関係機関とも連絡を取りながら対応することにより、保護者等の不安感を和らげることができた。
- 文書翻訳では、市町及び学校からの要望に応じて、関係文書作成の支援を行うことができた。
- 外国人児童生徒教育専門員について、県の会計年度任用職員の報酬規程があり、専門的な業務内容と時給単価が見合わないことで、年度途中で退職したため、業務内容の精選が必要である。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	人 (園)	1,765人 (174校)	731人 (72校)	3人 (1校)	276人 (17校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		1,647人 (校)	598人 (校)	1人 (校)	0人 (0校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・今後外国人児童生徒の在籍数や在籍地域の増加も考えられる。そのため、どの地域においても個に応じた支援ができるよう、受入体制や「特別の教育課程」における日本語指導の県内の事例を普及するとともに、オンラインでの日本語教育の取組を進め、外国人児童生徒教育の体制を構築していく。
- ・小中学校向けの外国人児童生徒巡回相談員を増員し、各市町への支援の充実を図る。

- ・各学校における日本語指導充実のための日本語学習に係る研修会の実施
- ・外国人生徒支援専門員の母語による学習支援の継続
- ・日本語指導アドバイザーによる生徒への日本語指導と各校の日本語担当教員への助言等の継続
- ・進学・就職に係るセミナーの実施
- ・就職実現コーディネーターによる就職の実現と職場への定着
- ・定期的な情報交換会の開催と外部支援機関との連携の推進

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。